

岐阜県認可外保育施設安全対策強化事業委託業務
プロポーザル公募要領等に関する質問について

令和元年10月17日現在

No	質問	回答
1	<p>委託業務仕様書 4 (2) VII において、 「保育従事者（主にブラジル語）については、通訳者等を活用してヒアリングを行うこと」とありますが、これは、受託者が通訳者等を準備していく必要があるとの認識でよろしいですか。</p> <p>また、どの園で、いくつの園、発生するか可能性があるか教えてもらえますか。</p>	<p>お見込のとおり、受託者において、通訳者等を準備願います。</p> <p>また、通訳が必要な施設として、具体的な施設名はお答えできませんが、主に、美濃加茂市や可児市の施設など、最大で6施設程度を想定しています。</p>
2	<p>仕様書 4 (1) I II Iの「文書指摘事項」については、当該文書を見せていただけるものと思いますが、IIの「立入調査における口頭での指摘事項」については、その具体的内容（メモ的なもの）を見せていただけると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
3	<p>仕様書 4 V 巡回支援の時間については、「2時間程度で、午睡中または食事中と記載」されています。この場合、午前に1施設、午後に1施設と、1日で2施設巡回支援指導をすることは可能でしょうか。</p> <p>巡回支援指導員が、岐阜県から遠方にある場合もあるので、質問させていただきました。</p>	<p>「2時間程度で、午睡中または食事中を中心に訪問」して巡回指導を行っていただければ、問題ありません。</p>
4	<p>仕様書 4 IX 事後指導については、「必要があるとき」と記載されていることから、巡回訪問したすべての保育施設ではないと思われます。この理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、逆に、保育施設からの事後の質問があった場合は、対応する義務はないと考えてよろしいでしょうか。無限に質問が来る場合を想定してこのような質問をしています。</p>	<p>事後指導については、巡回指導を行った保育施設の全てで実施いただけないといけないわけではありませんが、指導結果を適切にフォローしていただく必要があります。</p> <p>また、事後の質問であっても、指導事項に直接関係のある質問には対応いただく必要があります。</p>

5	<p>仕様書 5</p> <p>具体的に、認可外保育施設に訪問する巡回支援指導員の人数は、1人あるいは複数人でもいいのでしょうか。仕様書に具体的人数の記載がなかったため質問させていただきました。</p>	<p>巡回支援指導員については複数名を想定し、事業費の積算をしています。人数を含め、効果的な体制を提案願います。</p>
---	---	--